

保育闘争委員会ニュース
公的保育を守り拡充させよう

2012年
10月18日(木)
第87号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

東京自治労連中執

「新システム」とのたたかいの総括」 を確認

東京自治労連中央執行委員会は、東京自治労連保育闘争委員会でまとめた「子ども・子育て新システム」とのたたかいの総括を確認しました。以下に主要部分を掲載します。

「子ども・子育て新システム」とのたたかいの総括

2012年10月10日 東京自治労連中央執行委員会

はじめに

2年余にわたり、東京自治労連、単組、保育部会が一体となり、全国と連携し、「子ども・子育て新システム」とのたたかいを全力で進めてきた。

全国の取り組みの発展の中で、児童福祉法に市町村の保育実施義務を残すという貴重な前進を果たしたが、新システム関連法は反対を押しきって可決された。

この間のたたかいを総括し、教訓をひきだすとともに、今後の課題を明らかにするものである。

I、「子ども・子育て新システム」をめぐる経過とたたかいの到達

略

II、「新システム」とのたたかいの総括

1、「新システム」阻止をめざした全国のたたかいと到達

「子ども・子育て新システム」に反対する全国の取り組みでは、330万筆に達した2010年の国会請願署名、6000人を結集した5・13保育フェスタ、26府県議会を含めた302議会（東京は17区市）に達した意見書採択、15000人に達したアピール賛同と4回にわたる意見広告、九州や北海道などの保育3団体を結集した全国集会など、たたかいと共同が大きく発展するも、児童福祉法24条第1項に市町村の保育実施義務を残す三党修正がされる前進があったが、反対を押しきって新システム関連法は8月に成立に至った。

関連法は、市町村の保育実施義務を残す一方で、直接契約施設である認定子ども園・小規模保育施設等が位置づけられるなど、矛盾に満ちたものとなった。

消費税増税と新システム関連法の実施を許さないたたかいを強めつつ、改めて、公的保育を守り拡充する取り組みを一層強めることが求められる。

2、全国のたたかいをリードした東京自治労連の取り組み

東京自治労連は、「新システム」が公的保育を根底から破壊し、保育を市場化するものとして、組

織の総力を挙げてたたかうことを確認し、2年余にわたり集中的な活動を展開するというかつてない取り組みを進めた。

情勢を機敏に反映した5次にわたる行動計画の策定、保育大集会の積極的な参加目標の設定と組織、大規模な署名と宣伝、保育園・幼稚園との共同の拡大、86号に達したニュース（携帯メールニュースは84号）の発行による情報の提供などたたかいを発展させ、自治労連の取り組みを首都の部隊として支え、全国の取り組みをリードした。

3、東京自治労連、単組、保育部会一体のたたかい

東京自治労連本部と保育部会で構成される保育闘争委員会を月1回を原則に開催し、情勢を踏まえた方針の作成と具体化を図り、本部と部会が一体となってたたかいを担ったことが大きな力を発揮した。また、保育職場の非正規・公務公共関係労働者にたたかいを広げることも重視し、ピジョンハーツの裁判闘争も「新システム」による市場化とのたたかいとして位置づけた。

各単組においても保育闘争委員会や保育闘争本部が設置され、「新システム」阻止のたたかいが重点として取り組まれた。たたかいの区切りでの東京自治労連拡大中央執行委員会での意思統一、闘争委員会ニュースによる情報の共有も含め、本部と単組が連携して取り組みを推進したことも重要な教訓である。

4、民間保育園等への働きかけ

保育三団体が「新システム」を推進・容認しているもとで、公立・私立の保育園関係者、特に私立保育園における反対の世論を喚起することが重要となっているとの判断から、訪問や資料の送付を行ってきた。東京保問協が毎年東京の全民間保育園へ郵送していることに加え、2011年10月2日のストップ「新システム」東京集会実行委員会が東京の保育園・幼稚園に資料を送付した。また、東京自治労連として2012年に独自に私立保育園訪問を提起し、世田谷、文京、江東で実施された。部分的な訪問にとどまったが、「新システム」への危惧などを共有でき、「もっと早く足を出すべきであった」との感想が出されている。よりよい保育を願う思いと基準や補助金の改善の要求は共通のものであり、各地域で本格的に共同を広げることが求められる。

5、保護者との共同

保護者への働きかけと共同も重視した。江東では全園で保護者との「新システム」学習会が開催され、保護者から沢山の署名が寄せられた。また、多くの単組で保育園門前宣伝、豊島、文京では何週かにわたり連続した門前宣伝が実施され、保護者から署名が寄せられた。保護者は子どもたちの成長を切に願っており、保育の充実を求めるもっとも身近な存在である。また、保護者の運動は、足立区の「保育所つってネットワーク」の運動が区の方針を転換させ保育園3園の建設を決めさせたように、大きな力を発揮する。世田谷でも「子育てしやすいまち世田谷をめざす会」が結成されたが、保護者との共同をどう広げるか、各地域の条件を踏まえつつ、保育行政を担っている労働者を組織する自治体労働運動の役割を自覚した意識的な取り組みが求められる。

6、東京段階における取り組みと共同の拡大

東京段階における取り組みは、公的保育・福祉を守る東京実行委員会に結集し、秋の署名スタート集会、決起集会、都議会請願署名とビラの作成と取り組み、対東京都・都議会要請などに取り組み、共同した力を発揮してきた。また、自治体分野では、「保育水準の低下を許さない東京の自治体労働者運動実行委員会」において、産別の違いを超えて春・秋の集会や運動の推進を図り、激励し合いながら「新システム」とのたたかいを発展させてきた。

2011年10月には、「ストップ『子ども・子育て新システム』子どもの笑顔と親の安心を守る東京集会」が、研究者ら16氏の呼びかけで実行委員会のもとで開催された。「首都東京における取り組みを推進する節として成功をめざし、会場をほぼ一杯にした参加、強いインパクトを与えた内容と合わせ、集会は大きな成功をおさめた。「新システム」にかかわり保育園と幼稚園の初めての共同、東京自治労連や福保労東京地本からの参加はもとより、経営懇、保育室センター、保護者、自

治労職場からのかなりの参加者、施設長、研究者、障害者団体、議員など多彩な参加となった。また、東京の保育園・幼稚園 1878 園に、集会の案内と「新システムの危惧される主な問題点」を送付し、「新システム」の問題点を伝え、反対の世論を広げる一定の役割を果たした。ただ、目的とした集会に向けて各地域での共同した取り組みはあまり進展がなかった。

7、保育室面積基準緩和反対、待機児童解消の取り組みとの結合

東京自治労連は、「新システム」阻止のたたかいと、0・1 歳児の面積基準緩和反対、待機児童解消の取り組みを結合して進めることを提起し取り組んだ。

政府の保育室面積基準の緩和を先取りして東京都は 0・1 歳児の基準を 3.3 m²から 2.5 m²に緩和する検討を児童福祉審議会を進めた。東京自治労連は、「新システム」反対と基準緩和をやめるように東京都に繰り返し申し入れ、保育職場全組合員による審議会専門委員へのハガキ運動、都知事・区長会・特別区議長会・市長会等へのハガキ運動に取り組んだ。また、各区で緩和しないように要請を行うとともに、特別区長会・議長会、市長会にも公的保育・福祉実行委員会で要請を行った。この中で、文京区長が児童福祉審議会専門委員会で反対の論陣をはる状況も生まれた。東京都は、2012 年 3 月の都議会で基準緩和を決めたが、東京都下で該当する 15 区 9 市のほとんどが緩和しない動向となっている。

待機児童解消の取り組みについては、各地域で自治体への申し入れが行われたが、十分な運動になっていず、「新システム」とのたたかいとの結合も充分でなかった。

8、組織強化と活動家の育成

東京自治労連の方針では、「新システム」とのたたかいを通じて、保育支部（分会・部会）の組織強化と組合活動家の育成を目的の一つとして掲げた。その柱となる学習会の開催では、世田谷、江東、墨田、文京など全組合参加を追求した取り組み、全組合員までいかなくともこれまでの参加規模の拡大をめざした積極的学習の追求など、全体として努力がなされ、たたかいを支える大きなエネルギーを発揮した。また、保育大集会をはじめとした各種集会への参加、各単組で旺盛に展開された地域・駅頭宣伝などの活動の中で、組合員のたたかう自覚が高まった。世田谷では役員がついて行っていた保育園前宣伝を組合員だけで行ったなどの意識的な取り組みも行われた。「新システム」とのたたかいを通じて、全体として組合への結集が強まり、新たな組合活動の担い手も成長してきている。たたかいにあたっては、常に組織強化と正規・非正規関連労働者の組織化を位置づけ、その目的意識的な推進が求められる。

Ⅲ、今後の課題

1、自治体の保育実施責任を果たさせる取り組み

たたかいの発展のもとで児童福祉法に区市町村の保育実施義務は残ったが、新たに直接契約施設である認定子ども園・小規模保育施設等が位置づけられ、保育所への運営費補助から利用者補助への転換、保育の認定制度と短時間保育の導入、公私連携型認定子ども園・保育所などが制度化された。このことによって、区市町村は、取り組みの圧力がなければ、保育実施義務をないがしろにする傾向が生じかねない。特に、公立保育所を無償や低額で移譲ないし貸与できるとの公私連携型保育所は、公立保育所を揺るがしかねない制度として警戒を強めなければならない。

区市町村の保育の実施義務を堅持させ公的保育制度として拡充させていくのか、区市町村が保育実施義務を希薄化・投げ捨て、市場化を進めるのか、二つの道が鋭く問われる状況が続くことになり、すべての保育に自治体の責任を果たすことを要求し、改めて公的保育を守り拡充する取り組みを強めることが求められる。

また、地域型保育など、認可保育所とは明確に違う基準が導入され、保育に差別が持ち込まれることになる。新たな矛盾と運動課題が生じることになり、全国で、各地域での取り組みが求められる。東京都の認証保育所は、新制度の補助対象に該当せず、基準を引き上げ、認可保育所に近づける取り組みが求められる。

政府は、今後、矛盾に満ちた新システム関連法体系を、市町村の保育実施義務の解体＝完全市場化で反動的に乗り切る動きに出ることも想定され、そのことも視野に入れた構えと基盤づくりが求められる。

2、新システム関連法の施行に向けた取り組み

今後の政省令に委ねられた事項について、課題の精査と要求の整理を図り、対政府闘争の強化が求められる。事項によっては、保育内容や労働条件、経営に大きな影響を与えることから重視が求められる。

次のような項目が想定される

- ・ 施設の種類毎の人員や面積・施設基準・給付額、保育料
- ・ 認可保育所建設に対する補助制度
- ・ 人員配置基準等の改善（3000億円を充てるとしている）
- ・ 認定申請と入所申請の仕方と扱い
- ・ 長時間、短時間の保育認定の内容
- ・ バラバラ保育への対応
- ・ 営利企業等における余剰金の扱い、減価償却の扱い

3、待機児童解消と豊かな保育を追求する取り組み

厚生労働省が発表した待機児童は全国で2万4825人、東京が断然トップの7257人（認証保育所入所や保育ママ対応の子は含まない）であり、依然深刻な状況である。保護者は認可保育園への入所を強く希望しており、新システム関連法が成立したもて、区市町村の保育実施義務を問い、保護者と共同しながら認可保育園の建設の取り組みを強めることが求められる。

この間、東京において、公立保育園の民営化が新たな広がりを見せてきている。また、区市町村は、民営化に関わり新システム関連法がどうなるかも注視する状況であった。関連法が成立し、公私連携型保育所も制度化されたもて、民営化が広がると見なければならない。問われるのは、子どもたちの豊かな成長を支える保育を創り上げる上での区市町村の役割であり、それを投げ捨てる公立保育園民営化への批判を強めなければならない。

豊かな保育と待機児童解消のために、保護者、保育関係者、諸団体の共同した取り組みを、行政当局、議員も含め、各地域で多彩に豊かにすすめることが求められている。

以上

【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを。内容を圧縮した「携帯メールニュース」は携帯からメールでお申し込みを】